

# 役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 村山福祉会

## 社会福祉法人 村山福祉会

### 役員及び評議員の報酬等に関する規程

#### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人村山福祉会（以下「本会」という。）の定款第8条及び第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

#### (報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。

- 2 理事長及び常勤役員に対しては、別表2に定める号俸に基づく基準額を月額報酬として支給する。ただし、本会の給与規程に基づき給与の支給を受けている役員には支給しない。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。

#### (報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

#### (費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号から第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、別表4に基づき支給する。
- 3 旅費とは、交通費、日当、宿泊費をいう。
- 4 旅費は原則として出張終了後支払うこととするが、必要により出張前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 5 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うもとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

#### (役員及び評議員の退任慰労金)

第6条 役員及び評議員が正当な理由で退任したときは、別表5の退任慰労金を支払うことができる。

2 退任慰労金の算定の基礎となる在任期間の計算は、役員及び評議員となった日の属する月から退任した日の属する月までの月数による。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

付則 この規程は、平成29年6月19日から施行する。

平成30年7月 1日一部改正

(別表1) 評議員の報酬

役職	報酬日額（1人当たり）	年度報酬上限額（1人あたり）	年度報酬上限額（合計）
評議員	10,000円 (源泉徴収後の手取額)	100,000円	700,000円

(別表2) 理事長及び常勤役員の報酬

号俸	支給基準額
1号俸	月額 50,000円
2号俸	月額 100,000円
3号俸	月額 150,000円
4号俸	月額 200,000円
5号俸	月額 250,000円
6号俸	月額 300,000円
7号俸	月額 350,000円
8号俸	月額 400,000円
9号俸	月額 450,000円
10号俸	月額 500,000円
11号俸	月額 550,000円
12号俸	月額 600,000円
13号俸	月額 650,000円
14号俸	月額 700,000円
15号俸	月額 750,000円
16号俸	月額 800,000円
17号俸	月額 850,000円
18号俸	月額 900,000円
19号俸	月額 950,000円
20号俸	月額 1,000,000円

(別表3) 非常勤役員の報酬

役職	報酬日額（1人当たり）	年度報酬上限額（1人あたり）	年度報酬上限額（合計）
理事	10,000円 (源泉徴収後の手取額)	100,000円	600,000円
監事	10,000円 (源泉徴収後の手取額)	100,000円	200,000円

(別表4) 出張旅費

科 目	支給基準額
交 通 費	実 費
日 当	10,000円 (源泉徴収後の手取額)
宿 泊 費	15,000円

(別表5) 退任慰労金

在任期間	退任慰労金
1年以上5年未満	30,000円
5年以上10年未満	50,000円
10年以上	70,000円